

30子育第855号
平成30年7月26日

福岡県個人情報保護審議会長 殿

福岡県知事
(福祉労働部子育て支援課)



個人情報の提供制限に関する例外事項について(諮問)

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第5条第2項第6号の規定に基づき、下記について貴会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、国において、平成29年度から新たに、市町村を実施主体とした潜在保育士の就職支援に関する事業の補助など、市町村による保育人材確保策に対する支援に取り組んでいる。

本件事業を効果的に実施するため、保育人材確保に取り組む市町村に対し、県が保有する保育士登録情報のうち氏名及び住所を提供することについて諮問するものである。

2 事務の名称

保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務

3 提供する個人情報

県が保有する保育士登録情報のうち氏名及び住所

4 提供する目的

県が保有する保育士登録情報を利用して、潜在保育士に対する就業に向けたアンケートの送付及びマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行うことで、潜在保育士の就職促進につなげ、不足している保育人材の確保を図る。

5 提供する相手

大牟田市外13市町(別紙「福岡県保育士登録情報の提供希望市町村一覧」のとおり)

市町村名	提供を希望する個人情報	事業・事務の内容
大牟田市	大牟田市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市設置の保育士等人材バンクの案内送付
直方市	直方市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市設置保育所の職場案内・セミナーの案内送付
八女市	八女市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市設置保育所の職員募集の案内送付
福津市	飯塚市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市主催の就職支援研修会・就職相談会の開催案内送付
那珂川町	那珂川町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町主催のセミナー・就職相談会の開催案内送付
篠栗町	篠栗町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	保育現場への就職に対する必要な支援等のアンケート送付
新宮町	新宮町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町設置の就職支援相談窓口の周知案内送付
久山町	久山町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	就業希望条件等のアンケートの送付
芦屋町	芦屋町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町設置保育所の職員募集の案内送付
遠賀町	遠賀町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町主催のセミナー・就職相談会の開催案内送付
鞍手町	鞍手町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町設置の保育士バンクの案内送付
桂川町	桂川町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町設置の保育士バンクの案内送付
筑前町	筑前町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町臨時職員等登録申請書の送付
大刀洗町	大刀洗町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町主催の就職説明会の案内送付
		町主催の就職説明会の案内送付
		就業希望条件等のアンケートの送付
		町主催の研修会の案内送付
14市町村		

保育人材確保事業に係る潜在保育士就職支援等事務における 個人情報の目的外提供について

1 本件事業・事務の概要について

(1) 背景・目的

慢性的な待機児童問題の解消のため、平成30年4月1日現在の県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業及びへき地保育事業数(以下「保育所等」という。)は、1,314か所で前年比83か所増、定員数は122,289人(企業主導型保育事業所除く)で前年比4,693人増となるなど、保育の受け皿拡大が行われている。

しかしながら、保育所等の施設を単に増やすだけでは保育サービスの供給増は図られず、待機児童の多い都市部を中心に、保育士不足が深刻化している。その背景には、保育士資格を有しているが、結婚や出産等により、離職したまま就労していない、いわゆる「潜在保育士」の存在があり、その数は本県では保育士登録数63,306人(H29.4.1現在)のうち約7割と推定され、これら潜在保育士の就業を促すことが緊急の課題となっている。

そこで、各市町村では、潜在保育士に対する就業に向けたアンケートの送付及びマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行うことで、潜在保育士の就職促進につなげ、不足している保育人材の確保を図る必要がある。

(2) 本件事業・事務の実施主体

保育人材確保に取り組む大牟田市外13市町(以下「保育人材確保に取り組む市町村」という。)

(3) 事業・事務の内容

ア 概要

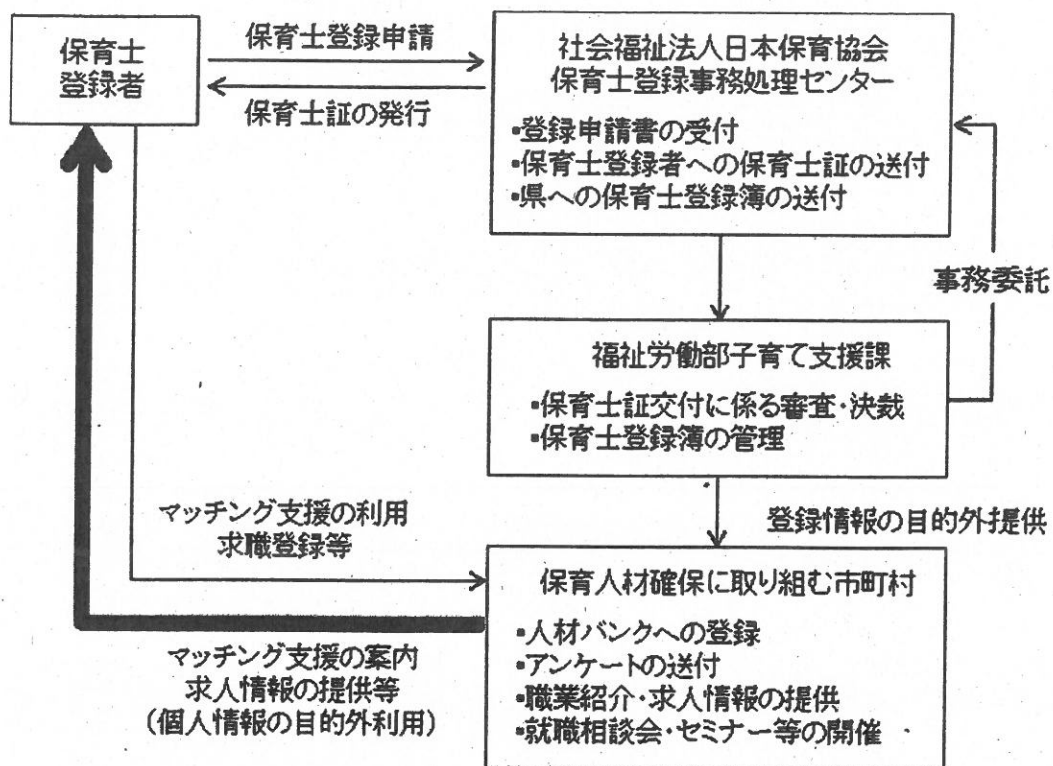
県に登録している保育士を対象に、潜在保育士に対する就業に向けたアンケートの送付及びマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行う。

イ 本県事業・事務の流れ

保育士登録業務は、福祉労働部子育て支援課が所管し、登録申請書の受付等の業務は社会福祉法人日本保育協会(保育士登録事務処理センター)に委託している。保育士登録業務に当たっては、申請者から氏名や住所等の情報を記載した登録申請書を提出させており、当該個人情報は同センターで受付を行い、福祉労働部子育て支援課が保有している。

福祉労働部子育て支援課が保有する保育士登録情報のうち氏名及び住所を、保育人材確保に取り組む市町村に提供し、潜在保育士に対するマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行う。

なお、提供する個人情報は、県が保有する保育士登録情報のうち、各市町村に住所を有する者に係るものに限ることとする。



2 福岡県個人情報保護審議会への諮問について

(1) 諮問内容について

県が保有する保育士登録情報は、保育士登録事務のために本人から収集したものであり、本件事業の実施のために市町村へ提供することは収集時の取り扱いの目的に含まれていない。よって、福岡県個人情報保護条例第5条第1項の個人情報の提供の制限に抵触する。

しかしながら、本件事業の円滑な実施を図るためには、市町村に対する当該個人情報の提供が必要であると考えられることから、同条例第5条第2項第6号の規定により、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴くものである。

(2) 提供の必要性について

本件事業は、潜在保育士に対する就業に向けたアンケートの送付及びマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行うことで、潜在保育士の就職促進につなげ、保育人材の確保を図るものである。

本件事業の円滑な実施を図るためには、県が保有する保育士登録情報を活用することが合理的であり、保育人材の確保は「1(1)背景・目的」で述べたとおり、緊急の課題であって、公益性が高いと考えられる。

(3) 目的外提供する個人情報の類型・項目等

ア 目的外提供する個人情報を取り扱う事務

保育士登録事務(事務所管課: 県福祉労働部子育て支援課)

イ 目的外提供する個人情報の項目

県が保有する保育士登録情報のうち氏名及び住所

(4) 提供に係る個人情報に付与する制限

ア 利用目的の制限

利用目的は本件事業の実施に限定する。

イ 第三者への提供の制限

第三者への再提供は認めない。

3 個人情報の活用状況等について

(1) 平成28年5月13日28子育第200号による諮問

提供依頼: 北九州市、福岡市及び久留米市

実績: 北九州市、福岡市及び久留米市(3/3)

(2) 平成29年6月8日29子育第691号による諮問

提供依頼: 飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、
太宰府市、古賀市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、大木町、荻田町
及び吉富町

実績: 飯塚市、筑後市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宮若市、みやま市、
糸島市及び大木町(10/17)

(3) 個人情報使用に対する意見等

特になし